

## 健康増進法

(平成一四年八月二日法律第一 三号)

### 一、提案理由(平成一四年四月二四日・衆議院厚生労働委員会)

坂口国務大臣 ただいま議題となりました健康保険法等の一部を改正する法律案及び健康増進法案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

……………(略)……………

次に、健康増進法案について申し上げます。

我が国における高齢化の進展や疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が増大しており、健康づくりや疾病予防を積極的に推進するための環境整備が要請されております。

このため、健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の健康の増進を図るための措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、国民の健康の増進の総合的な推進を図るために、厚生労働大臣は基本方針を、都道府県は都道府県健康増進計画を定めるものとし、市町村は、市町村健康増進計画を定めるよう努めるものとしております。

第二に、厚生労働大臣は、健康保険法その他の関係法令に基づき行われる健康診査の実施等に関する共通の指針を定めるものとしております。

第三に、厚生労働大臣は、国民健康・栄養調査を行うものとするとともに、国及び地方公共団体は、生活習慣病の発生の状況の把握に努めるものとしております。

第四に、市町村は、生活習慣の改善に関する相談等を行い、都道府県等は、特に専門的な知識及び技術を必要とする保健指導等を行うこととしております。

第五に、多数の者が利用する施設の管理者は、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならないこととしております。

第六に、特定給食施設の設置者は、当該施設における適切な栄養管理を行わなければならないこととするほか、現行の栄養改善法に基づく特別用途表示及び栄養表示基準の制度を引き継ぐこととしております。

このほか、栄養改善法の廃止その他所要の規定の整備を行うこととしております。

最後に、この法律の施行期日は、一部の事項を除き、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日としております。

以上が、健康保険法等の一部を改正する法律案及び健康増進法案の提出理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。ありがとうございました。

### 二、衆議院厚生労働委員長報告(平成一四年六月二一日)

森英介君 ただいま議題となりました両案について、厚生労働委員会における審査の

経過及び結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、健康増進法案について申し上げます。

本案は、我が国における高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が増大していることを踏まえ、国民の健康の増進を図るために必要な措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、国民の健康の増進の総合的な推進を図るために、厚生労働大臣は基本方針を、都道府県は都道府県健康増進計画を定めるものとし、市町村は市町村健康増進計画を定めるよう努めるものとする、

第二に、健康保険法その他の関係法令に基づき行われる健康診査の実施等に関する共通の指針を定めるものとする、

第三に、多数の者が利用する施設の管理者は、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならないこととする、

等であります。

両案は、去る四月十九日の本会議において趣旨説明が行われ、同日本委員会に付託されました。

本委員会では、四月二十四日に坂口厚生労働大臣から提案理由説明を聴取し、二十六日から質疑に入り、六月十一日には参考人から意見を聴取し、また、十三日には愛知県及び栃木県に委員を派遣し、健康保険法等の一部を改正する法律案について意見を聴取するなど審査を行い、去る十四日に質疑を終局し、採決の結果、両案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院厚生労働委員長報告（平成一四年七月二六日）

阿部正俊君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、健康増進法案は、我が国における高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、健康づくりや疾病予防を積極的に推進するための環境整備が必要とされていることから、健康の増進に関し基本方針を策定するとともに、健康診査の実施等に関する指針を策定し、あわせて、国民の栄養の改善、受動喫煙の防止等の施策を推進しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案の審査を一括して行い、今回の医療制度改革に伴う国民の負担増の内容と経済に及ぼす影響、被用者保険の自己負担割合を三割に引き上げることの是非、医療制度の抜本改革の在り方、保険者の統合・再編の考え方、健康診査の情報を個人情報として保護する必要性、受動喫煙の防止に向けた対策の在り方等の諸問題について、小泉内閣総理大臣にも出席を求め質疑を行うとともに、参考人から意見

も聴取いたしました。さらに、両法律案に関連する医療事故等の問題についても、参考人を招致するなど慎重に審査を行いましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

次いで、両法律案に対する質疑を終局し、討論を省略の上、直ちに採決に入ることの動議が提出され、採決の結果、本動議は多数をもって可決されました。

続いて、両法律案を順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。